

京都市立病院 L E D 化整備事業に関する基本協定書

地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「甲」という。）と、***
グループ（代表者：，その他企業グループ
構成員 1：***，同 2：***，の共同企業体
の総称 以下「乙」という。）は，京都市立病院 L E D 化整備事業（以
下「本事業」という。）について，次のとおり協定する。

（協定の目的）

第 1 条 本協定は，本事業において，本事業公募型プロポーザル募集要項
に基づき，甲による審査の結果，乙を優先交渉権者とし，今後の賃貸借
契約締結に向けた詳細協議を行うことを目的とする。

（事業スケジュール）

第 2 条 本事業におけるスケジュールは，乙のプロポーザル提案書を基に
甲乙協議のうえ決定するものとする。

（賃貸借契約）

第 3 条 賃貸借契約は，甲と乙の代表企業である***が締結
することとする。現時点での賃貸借契約の条件は以下のとおりとなるこ
とを確認する。

- ・ 賃貸借料（リース料）総額：***円
- ・ 賃貸期間：10年間（令和3年4月1日～令和13年3月31日）

2 賃貸借契約の約款等詳細内容については，甲乙協議のうえ決定するも
のとする。

3 第 4 条の事前調査等により，L E D 対象台数の増減，仕様変更が発
生した場合は，甲乙協議のうえ，契約金額及び賃貸借開始日を変更す
るものとする。

（事前調査等）

第 4 条 乙は，本事業の遂行に当たり現地調査等を行う場合，あらかじめ
甲に連絡し，その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の現地調査等に当たり、乙に対して必要な資料等の提供について協力するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定書は本協定書締結の日から効力を発し、賃貸借契約締結の日をもってその効力を失う。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

本協定の証として本書5通を作成し、甲及び乙の代表企業、構成員全員が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 所在地 京都市中京区壬生東高田町1番地の2
名称 地方独立行政法人京都市立病院機構
代表者氏名 理事長 黒 田 啓 史

乙1（代表企業）所在地
商号
代表者氏名

乙2（その他企業グループ構成員）
所在地
商号
代表者氏名

乙3（その他企業グループ構成員）
所在地
商号
代表者氏名